

## アンフォーレ指定管理者の共同企業体届出要項

安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場の指定管理者を複数（2団体以上）の法人又は団体が共同して行う場合は、その共同企業体が一の独立した団体として指定管理業務を行うに適した要件を備えたものであるかどうか確認をする必要がありますので、次により届出をお願いします。

### 1 要件

- (1) 共同企業体のすべての構成団体が、安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場指定管理者募集要項の「7 応募資格」を満たしていること。
- (2) 共同企業体協定書において、次の事項が定められていること。

### 2 共同企業体協定書において定める事項

- (1) 目的
- (2) 企業体の名称
- (3) 企業体の事務所の所在地
- (4) 企業体成立の時期  
指定管理期間満了後3月を経過するまでの間は、企業体を解散することができない旨
- (5) 構成員の所在地及び名称
- (6) 企業体の代表者の名称及び権限
- (7) 運営委員会に関する事項
- (8) 構成員の連帯責任
- (9) 専用の預金口座による管理
- (10) 権利義務の譲渡の禁止
- (11) 解散後の瑕疵担保責任
- (12) 責任分担表
- (13) その他

### 3 提出書類（募集要項・様式集）

- (1) アンフォーレ指定管理者共同企業体届出書（様式8）
- (2) 委任状及び使用印鑑届（様式9）
- (3) アンフォーレ指定管理者共同企業体協定書（様式10）の写し